

名古屋市告示第330号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 7年 6月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
名古屋市千種区田代町字瓶杵 1番の62  
公益財団法人東山公園協会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
  - (1) 東山公園動植物園観覧料
  - (2) 東山公園展望塔観覧料
  - (3) 東山公園駐車場使用料
  - (4) 東山総合公園に係る寄附金
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和 7年 3月28日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和 7年 3月28日

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課